# 9月11日本会議再開(第3日目)

- 1. 出席議員 13名
  - 2番議員 中嶋 登 君 9番議員 玉 川 清 史 君 城 3 IJ 塚 田 舞 君 1 0 IJ Щ 峻 君 本 みゆき 君 明 松 袮 津 子 君 4 1 1 5 出 康 君 1 2 大日向 進 也 君 IJ 水 成 IJ 6 宮 入 健 誠 君 1 3 朝 倉 玉 勝 君 IJ IJ 村 7 中 忠 靖 君 大 森 1 4 IJ 茂 彦 君
  - 8 # 星 哲 夫 君
- 2. 欠席議員 1番議員 滝沢幸映君
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 長 井 君 町 臼 洋 教 育 長 常 昭 塚 田 君 総 務 課 長 関 貞 E 君 企画政策課長 伊 達 E 君 博 会計管理者 大 橋 勉 君 住民環境課長 Щ 下 昌 律 君 子 福祉健康課長 鳴 海 聡 君 商工農林課長 内 君 竹 祐 設 建 課 長 堀 内 君 弘 達 教育文化課長 長 崹 麻 子 君 収納対策推進幹 君 細 田 美 香 まち創生推進室長 昭 君 小河原 秀 総務課長補佐 瀬 下 幸 君 務 係 総務課長補佐 嶋 博 宮 和 君 財 政 係 長 企画政策課長補佐 宮 下 佑 耶 君 企画調整係長 保健センター所長 竹 内 優 子 君 子ども支援室長 橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長 北村 一 朗 君 議会 書 記 柳澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 町内企業への展示会出展支援についてほか

松 本 みゆき 議員

(2) 学校給食についてほか

塚 田 舞 議員

(3) 町民の健康と生活を守るためにほか

玉川清史議員

(4) 災害時の中核避難所について

星 哲 夫 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

副議長(中嶋君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_

◎日程第1「一般質問」

副議長(中嶋君) 最初に、4番 松本みゆきさんの質問を許します。

**4番(松本さん)** おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

大項目1として、町内企業への展示会出展支援について、大項目2として、住民と連携し地域を守るためにというテーマでお聞きしたいと思います。

まず、大項目1の町内企業への展示会出展支援についてです。6月22日に東京ビッグサイトで行われた日本ものづくりワールド2023「機械要素技術展」へ見学に行ってきました。 商談のために国内外から大勢の企業関係者が集まる国内最大級の製造業の展示会です。坂城町からも企業6社による共同での出展がされ、坂城町のブースはねずこんカラーで統一され、とても目立っていました。キャッチコピーである技術者魂の文字を掲げ、出展者の皆さんはブースを訪れる方々に自社の技術を熱心にPRしていました。また、会場内では大勢の人が行き交う姿が印象的でした。

主催者発表によりますと、3日間の開催中に約6万7千人の方が来場されたそうです。町内から出展された企業さんからは、商談につながったという声も聞いております。

町内企業の出展支援は、町の工業振興を図るために重要な施策だと思います。町内企業が展

示会に出展することは、企業の技術力の高さをアピールするためにも有効な活動です。町として支援を続けていく必要があると考えます。そこで質問に入らせていただきます。

イの出展支援の状況についてです。

1点目として、繰り返しになりますが、坂城町は工業に特化したものづくりの町です。今後の展示会出展は、販路拡大にとても重要だと考えます。そこで、展示会の参加状況とその成果をお聞きします。

2点目として、出展者支援の状況を教えてください。

3点目として、展示会において坂城町をPRするための工夫や取組についてお聞きしたいと思います。

ロ. 今後の支援について

私としては、今後も引き続き町内企業への出展支援を行ってほしいと思います。そこでお尋ねします。今後の出展者支援のお考えをお聞かせください。

以上、4点お聞きします。

**町長(山村君)** ただいま、松本議員さんから1番目としまして、町内企業への展示会出展支援 についてご質問をいただきました。順次お答えします。

まず初めに、イの出展支援の状況についてでありますが、町では、町内企業が有する高度なものづくり技術を発信するとともに、受注機会及び販路開拓の拡大等、企業活動の発展のため、 私が会長をしておりますけれども、坂城町出品者協会がございます。この協会を通しまして各 種展示会への出展支援を行っております。

町出品者協会では、町のほか、町商工会や町内企業にもご参画いただく中で、年度ごとに事業計画を立てて、製造業を中心に展示会等に出展活動を行う企業に対して、共同出展による支援や出展費用の補助を行っているところであります。

まず、展示会参加の状況とその成果についてでありますが、コロナ禍において各展示会がオンラインによる開催となった際は、町内の出展企業が減少しましたが、昨年度からは対面による開催に戻り、出展企業数も徐々にではありますがコロナ禍前に戻ってまいりました。

昨年度は、6月に精密加工技術やものづくりの最先端技術などを一堂に集めた「第27回機械要素技術展」が東京ビッグサイトで開催され、町内企業7社が坂城町出品者協会として共同出展し、7社合計で543件の商談がございました。

10月には、諏訪圏を中心とした企業が持つ高度な技術力を発信するとともに、新規受注獲得や販路拡大の場としてブランド力を高め、地方では国内最大級の工業専門展示会との評価を受けている「諏訪圏工業メッセ2022」が諏訪湖イベントホールで開催され、町内企業5社が出展し、5社合計で325件の商談がございました。

同じく10月に、革新的な技術を上田地域内外へ発信し、地域と産業のかけ橋となっている

「上田地域産業展2022」が上田城跡公園体育館で開催され、町内企業1社が出展したところであります。

また、今年度におきましては、6月に「第28回機械要素技術展」が東京ビッグサイトで開催され、6社が坂城町出品者協会として共同出展し、6社合計で404件の商談があり、うち継続中のものが78件となっております。

なお、機械要素技術展における会場全体への来場者数は、コロナ禍前の平成31年2月に開催された第23回技術展では6万6,049人であったのに対し、コロナ禍の令和3年2月に開催された第25回技術展では8,558人にまで落ち込んだところでございますが、今年の第28回技術展においては6万6,895人の来場者となり、コロナ禍前の水準まで回復してきたところであります。

出展しました町内企業の商談件数につきましても、第23回技術展は6社合計で320件でありましたが、今回の第28回技術展では6社合計で404件となり、コロナ禍前を上回る成果を上げることができたところであります。

また、昨年度開催された「諏訪圏工業メッセ2022」及び「上田地域産業展2022」における会場全体への来場者数は、いずれもコロナ禍前の令和元年と比較して5割程度にとどまりましたが、出展した町内企業は自社の持つ技術や製品を精力的にPRし商談につなげることができました。

次に、出展者支援の状況についてお答えします。

機械要素技術展においては、坂城町出品者協会として共同の出展ブースを構え、その出展 ブースの使用料や装飾代のほか、展示用品の運搬費など、運営に係る費用を支援しております。 また、機械要素技術展以外の諏訪圏工業メッセや上田地域産業展といった展示会につきまして は、出展する企業が負担する出展ブースの使用料に対して補助を行っており、補助対象とする 展示会は、町内企業に対して展示会出展の意向調査を行い決定しているところであります。

次に、展示会において坂城町をPRするための工夫と取組についてお答えします。

先ほどもお話がありましたけれども、機械要素技術展においては、共同出展をする町内企業と協議を重ねる中で、出展ブースの装飾などを決定しているところでありますが、今年の第28回技術展では、出展ブースがひときわ目立つよう明るい緑のカラーリングで装飾し、ブース上部に長野県坂城町とキャッチフレーズの技術者魂、またねずこんの看板を大きく掲出いたしました。

この装飾を見て、ブースの前で足を止める来場者も数多く、出展企業の製品に興味を持っていただくきっかけにもなり、今回の出展ブースの装飾については、出展企業からもご好評をいただいたところであります。

また、ブースの前を通りかかった来場者の目に留まるよう、町商工会が作成しました町内企

業PR動画をモニターで放映し、機械要素技術展に出展していないほかの町内企業についても 知っていただくための工夫を凝らしたところであります。

なお、この町内企業PR動画は、町商工会が令和3年度に作成した「DISCOVERY SAKAKI (ディスカバリー・サカキ)」というサイトで閲覧ができるようになっておりますので、そのサイトのチラシとともに、ねずこんのボールペンをセットで来場者に配布したところであります。

そのほかにも、町の観光パンフレットを入れたねずこんのトートバッグをノベルティーとして配布するなど、工業だけでなく、町の観光施設や特産品、イベントなどのPRにも取り組んだところであります。

続きまして、ロの今後の支援についてお答えいたします。

今年度は、10月に岡谷市民総合体育館に場所を変えて開催される「諏訪圏工業メッセ 2023」に町内企業3社、11月に開催される「上田地域産業展2023」には1社が出展 を予定しておりますので、これらの出展に係る補助を行う予定としております。

また、公益財団法人長野県産業振興機構が、県内企業の総合的なアピールの場として、国内メーカー等とのビジネスマッチングを促進し、県内ものづくり企業の販路開拓を支援することを目的に、県内から出展企業を募り、11月末の「高精度・難加工技術展2023」及び来年2月の「テクニカルショウヨコハマ2024」に長野県ブースを出展することになっており、町内企業も出展を予定しております。

この高精度・難加工技術展は、東京ビッグサイトで開催され、極限の追求をテーマに、より 高度な製造技術を紹介する展示会であり、テクニカルショウヨコハマはパシフィコ横浜で開催 され、素材・部品・研究開発・製造・IT及び環境問題のハードとソフトが一堂に会する工業 技術・製品の総合見本市であります。

両展示会とも規模が大きく、大手メーカー等も数多く来場され、坂城のものづくり技術を発信するのにふさわしい展示会であり、今年度から、これらの展示会の長野県ブースに出展する町内企業への出展料補助も予定しているところであります。

また、来年度は当町において「さかきモノづくり展2024」の開催が予定されております ので、今後、開催方法等について検討してまいりますが、町内企業が保有する高度な技術力や 強みを町内外へ広く発信するため、多くの町内企業に出展していただきたいと考えております。

今後も、町内企業の受注機会の増加や販路の拡大を支援するため、坂城町出品者協会を通して各種展示会への出展支援を継続し、町内企業の事業継続や発展につなげ、町の工業振興を図ってまいりたいと考えております。

**4番(松本さん)** ご答弁ありがとうございました。今回は工業の出展支援について質問させていただきました。引き続き継続した支援をお願いしたいと思います。

そして、商業・農業分野の展示会出展の支援の際は、ノベルティーを用意して関心を引くなどの取組が有効だと考えます。ノベルティーには地域の特産品や地域のゆるキャラが選ばれることが多いようです。これによって来場客が立ち止まる機会が増え、坂城町の企業、町の魅力を知ってもらえる可能性が高くなると考えます。

例えば、坂城町葡萄酒祭で配られたワイングラスです。有料ではありましたが、当日のグラスとして使うのはもちろん、自宅に持って帰っても使えますし、実用的なアイテムであり、坂城葡萄酒祭を思い出させるすばらしい広告ツールでした。今後はノベルティーを活用したPRや、町の産業が発展していくような支援にも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、大項目2として住民と連携し地域を守るために。

8月19日に発生した立町区の水害被害についてお聞きします。

私ごとでもありましたが、先月19日に、立町区でゲリラ豪雨による床上浸水など7件の浸水被害が発生しました。当日のゲリラ豪雨は過去にもないすごい勢いの大雨でした。恐怖さえ感じました。見る見る水位が上がり、気づけば床上浸水している状態でした。その後は、私の家も含め、被害に遭われたお宅は、近隣住民の方々による片づけや掃除、町職員による泥のかき出しやポンプを使った排水作業を行っていただき、被災した翌朝には被害に遭ったと聞きつけた町民の方々が続々と集まり、畳などの運び出しや掃除に来ていただきました。そして、ごみ置場の設置等、役場職員の方々には迅速に対応していただきました。ご近所の皆様と職員の方々と協力し合い、被害に遭われたお宅は数日であらかた片づけることができました。ありがとうございました。

今回の立町区での床上・床下浸水だけでなく、町内では倒木があったり、落雷による住宅の 屋根火災も発生しました。これからも台風、ゲリラ豪雨、竜巻等の災害が起こることは避けて 通れません。そのための対策として、ますます地域の協力体制や新たな防災対策の構築が重要 と考えます。そして、町民がより安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいくことが求 められます。

前田川が増水するのは、どこから水が入ってきているのか、町民の方からも水が抜けるバイパスのルートを把握できているのかと不安の声も届いております。そこで3点お尋ねいたします。

# イ. 立町区で発生した水害について

1点目として、過去にも同様に立町区で水害が発生していますが、過去の教訓はどのように 生かされているかお聞きいたします。

2点目として、前田川の増水時に水害を避けるための水の迂回ルートは確保されているので しょうか。

#### ロ. 今後の対策について

今回は落雷による停電で水門が開かなかったが、今回のことを教訓に蓄電池をつけるなどの 対策も考えているのかお聞きいたします。

以上、3点ご答弁お願いいたします。

**商工農林課長(竹内君)** 2. 住民と連携し地域を守るためにのご質問に、イの立町区で発生した水害についてから順次お答えいたします。

近年、地球温暖化や気候変動の影響により、台風の大型化やゲリラ豪雨が頻発化・激甚化する中、河川及び水路の施設能力を超過する雨水が流れ込み、全国各地で道路冠水や床下・床上 浸水などの被害が発生しております。

当町におきましても、先月8月19日に発生しましたゲリラ豪雨の際は、役場の雨量計において、時間雨量最大61.5ミリを観測するなど、短時間で大量の雨量を観測しており、立町区周辺の前田川では、停電により水門が作動しなかったことも重なり、河川が溢水し、床上・床下浸水の被害が発生しました。

前田川につきましては、坂城小学校周辺や坂城駅周辺など住宅地における雨水排水が流入するほか、前田用水や土井の入用水、社宮神用水などいくつかの用水路の水も流入する河川であります。

その流末部にある立町区周辺の前田川では、台風やゲリラ豪雨の際には過去にも溢水被害が発生しており、これまでも水路の改良工事などの対策を行ってまいりましたが、直近では平成24年度に溢水被害が発生したことから、前田川の右岸・左岸において水路のかさ上げ工事を行っております。

その際、周辺にお住まいの方の中には、前田川の右岸側にある通路から出入りされている方もおり、かさ上げをすると出入りに支障を来すことから、出入りするための開口部を作り、増水時はその開口部に板を設置して浸水を防ぐ自助による対策もお願いしているところであります。

また、前田川の被害対策につきましては、被害が発生するたびに被害状況を調査し、河川の改良工事や排水の分散化等対策を行ってきたところであります。

次に、前田川の増水時の迂回ルートにつきましては、前田川と入田川をつなぐバイパス路を 田町跨線橋下部に設置しておりますが、それぞれの河川の増水時には、このバイパス路により 排水を分散化させており、周辺一帯の効果的な排水ができる構造となっております。

入田川の増水時については、現在、埴科郡土地改良区の許可の下、町職員が役場からの遠隔操作、もしくは現地で水門の操作を行い埴科用水へ排水を放流しておりますが、入田川も前田川と同様に、増水時に自動的に排水を放流する自動化の整備ができれば、前田川の自動化と併せてより効果的な排水対策が可能となりますので、今後、埴科郡土地改良区と自動化の導入に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 今後の対策についてでありますが、被害に遭った前田川の放流ゲート周辺 につきましては、今回の停電により自動的に水門が開かなかったことを踏まえまして、現在、 対策方法について検討をしているところであります。

そのほかの河川及び用水路につきましても、急激な増水などにも対応すべく、水位監視装置を前田川を含む河川や用水路11か所に設置し、5分ごとの水位情報が把握できるシステムを 今年度導入してまいりたいと考えているところであります。

この水位監視装置につきましては、過去に溢水被害が発生した河川や用水路に設置するだけでなく、防災上重要な水門の上流部、また下流部にも設置することにより、水門操作が適切に行われているかが数値で認識できるため、大雨時の水位状況の把握が適切に行うことができ、迅速な初動対応が取れることとなります。

また、町では流域治水への取組も行っており、ため池の貯水機能を利用して、台風など大量の雨が予想される際には、事前に営農に支障を来さない範囲でため池の貯水量を減らし、降雨による水を貯留する低水位管理にも取り組んでいるところであります。

3か所ある土井の入のため池や入田のため池において低水位管理を行うことにより、前田川 や入田川の水量の軽減が図られるものと考えているところであります。

以上、今回の被害も教訓として、でき得る対策を講じてまいりたいと考えているところでありますが、雨水排水による溢水対策をはじめ、災害に強いまちづくりを進めていくためには、 町が行う公助だけではなく、自らが行う自助や地域で対策を行う共助も大変重要となります。

今後も町と地域が連携を図りながら対策を進め、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

**4番(松本さん)** 低水位管理をしている、対策を考えていると前向きな答弁をいただきました。 今回の浸水被害で気づいたことがあります。それは共助の大切さです。自分の命は自分で守る という考えは、理論的にはわかっていても、実際に災害に直面すると驚きや恐れから体が動か なくなることがわかりました。

そのため、地域や町の住民が災害や緊急事態に備え、安全かつ安心して生活できるようにするために、日頃からの取組が非常に重要だと感じました。

また、緊急時にはパニックに陥りやすいですが、まずは逃げる。身の安全を優先してほしい と思います。これで私の一般質問を終わります。

副議長(中嶋君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時26分~再開 午前 9時36分)

副議長(中嶋君) 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

**3番(塚田さん)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

行います。

## 1. 学校給食について

現在の日本の大きな課題として、少子化が重要な課題とされています。2021年の国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、日本の出生率は低く高齢化が進行しています。この少子化の進行は、将来的な労働力不足や社会保障制度への負担増加など、様々な社会的影響をもたらす可能性があります。

これまでの学校給食は、どちらかというと子どもの心身の発達や保健衛生的な観点で論じられてきました。しかし、食育という観点から見ると、正しい食事習慣の形成は教育の一環として非常に重要です。

2020年の文部科学省の調査によれば、学校給食により子どもたちが栄養バランスの取れた食事を取ることができ、食に関する知識と食習慣の向上に役立っています。

核家族化や両親の共働き、加工食品や外食産業の増加など、ライフスタイルや環境の変化は 家庭内の食事事情にも大きく影響を及ぼしました。これに伴い、日本の若年層における肥満や 生活習慣病の増加が懸念されています。

学校給食は家庭だけでなく、学校での健康的な食事環境を提供し、子どもたちに栄養摂取の 重要性を教える役割を果たしています。坂城町小中学校の児童生徒に提供されている学校給食 も、様々な町の取組のおかげで、次世代を担う子どもたちの健やかな成長、食育という観点か ら鑑みても非常に大きな役割を果たしてきています。

近年では学校給食が話題になることも多く、物価高騰が続く中、家庭の負担軽減などを目的 に各地で給食の無償化が始まっています。今回の坂城町の学校給食の無償化の実施は、とても 先進的な取組だと思います。

学校給食の在り方は時代とともに変遷してきました。かつての栄養重視から、今では食育へのアプローチが重視されるようになっています。

そこで、イ. 食育について、3点お尋ねします。

一つ目として、地元の農産物を給食に取り入れることで地域経済の活性化や新鮮な食材の提供が期待されますが、坂城町の学校給食において町内産や県内産の食材を活用しているか、その状況についてお聞きします。

二つ目として、食育は子どもたちの健康だけでなく、家庭全体の食生活の向上にもつながる 重要な要素です。給食費の無償化により給食に対する関心や感謝の低下も懸念されていますが、 保護者の方々が食育に関する知識や意識を深める機会はどのように提供されているか、保護者 に対する食育活動の取組についてお聞きします。

三つ目として、通常はお弁当で、給食体験がない坂城幼稚園年長児に対し、給食体験の実施 状況についてお聞きします。 そして、ロ、食育指導の取り組みについて、1点お尋ねします。

食に対する意識を高めるためには、生産者との関わりや体験が重要と思われますが、小中学校の児童生徒への食育指導はどのように取り組まれているか、また、今後の取組の考えについてお聞きします。

以上の点についてご答弁お願いします。

**町長(山村君)** 1番目の質問としまして塚田議員さんから学校給食について、イ、ロとご質問をいただきました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、今いろいろお話がありましたけれども、学校給食は、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るとともに、実際に食べるという体験を通じて、栄養バランスの取れた食事の在り方を学び、給食の準備を共同で行うことや、同じ教室内で食事を取ることで社会性を養うなど、単なる昼食ではなく、学校における教育活動の一環として行っております。

また、栄養バランスが考えられた給食は、体の成長過程にある児童生徒にとって大変重要であると考えているところであります。今、ご質問の中で、坂城町は今年度から小学校、中学校の給食を無償化にしましたけれども、何かそれで関心が薄れるというようなお話ありましたけれども、決してそうであってはいけないと思っております。

学校給食は1日に取る食事の1食分でありますので、家庭における食事の在り方というのも大変重要であり、成長期の児童生徒に必要な栄養や量をきちんと取ることが必要であると考えており、給食センターにおきまして、児童生徒に毎月配布しています献立表で食品の栄養やその働き、エネルギーなどをお知らせしているところであります。

また、栄養士が小中学校の各クラスを訪問し、児童生徒に対し、食事の大切さ、それぞれの食品の果たす役割などについて伝え、毎月の広報誌や献立表の裏面に「食育だより」として、食育に関する情報をわかりやすく掲載しており、今年度は、新たにふれあい大学の専門講座として食育・給食講座を開催するなど、食育の啓発、推進に努めているところであります。

もう一方で、学校給食は、学校における食育を推進するため、地域食材の活用や郷土料理、 季節感のある献立と、体験活動や教科での指導などを連携させることにより、食育の生きた教 材としての役割も担っているところであります。

この食育では、町の伝統野菜であるねずみ大根を利用した「ねずこん汁」や、「ねずこんハンバーグ」、「ねずみ大根の切り干し」を用いた煮物、「ねずみ大根ドレッシング」を利用したサラダを献立に活用しているほか、「ねずみ大根おやき」を郷土食として年1回提供しており、給食を通じまして郷土の特産物についても理解を深めているところであります。

また、児童生徒への食育活動の一環と地域食材への理解を深めることを目的に、この7月1

4日には、町の伝統野菜であるねずみ大根と長野市の伝統野菜である小森茄子(こもりなす) を使ったコラボ給食を提供いたしました。

同日、坂城中学校には小森茄子の栽培普及に努めている更級農業高校の生徒が訪れ、各クラスで給食の時間に学習会として、中学生からはクロームブックを使いねずみ大根について紹介し、高校生からは小森茄子の歴史や活動の様子、今後の普及に向けた取組など、実際のナスを見せながら説明し、それぞれの教室で高校生も学校給食を試食するなど、お互いに伝統野菜について理解と交流を行っております。

食育は、成長期の子どもたちに必要な栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、健康の増進、体力の向上を図ること、また、伝統的な食文化の継承のためにも必要でありますので、今後も様々な活動や機会を捉える中で、児童生徒に対して食の大切さや食文化について発信してまいりたいと考えております。

**教育文化課長(長崎さん)** 学校給食について、イ.食育についてのご質問から順次お答えいた します。

初めに、学校給食での地産地消の状況につきましては、地産地消は、身近な場所で生産された新鮮な食材をその地域で消費することで、地域の生産者を支援するとともに、食材などの輸送距離が短くなることで、エネルギーの消費コストや環境負荷の軽減につながるほか、消費者と生産者とのつながりによる地域の活性化が期待されるところでございます。

また、学校給食では、食を通じて地域等を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の 恵みや勤労の大切さなどの理解に生かすために、地産地消の取組が推進されているところでご ざいます。

ご質問の町の学校給食における町内産・県内産の活用状況として、米飯及び牛乳につきましては全て県内産を使用しており、野菜、肉、魚類は可能な限り県内産の商品の納入を業者に依頼しております。

特に栄養が多く含まれている旬の野菜や果物については、地元の生産者より納入をしていた だいており、野菜の年間使用量において、県内産は全体の4割、そのうち町内産の野菜を6割 ほど使用している状況でございます。

今後も、生産者と野菜などの栽培状況などを確認しながら、より多く町内産・県内産の野菜を入手できるよう、関係部署をはじめ関係機関と連携し、地産地消に努めてまいりたいと考えております。

次に、保護者に対する食育活動の取組といたしましては、家庭における食事習慣の改善、子どもたちの健康的な食事習慣を促進し、栄養バランスの改善、親子のコミュニケーションの強化と学校給食への理解を深めることを目的に、コロナ禍前は、小学校での親子レクやPTAの皆さんによる給食センターの見学及び試食会などにおいて、保護者の皆さんに給食センターで

実際の給食作りを見学いただき、その後、子どもたちと同じ給食を食べていただいておりました。

その後については、栄養教諭から給食センターでは安心・安全な給食作りや食事の大切さ、 栄養面、塩分を抑えた食事の作り方や、塩分量を抑えた成人病予防のためには、だしの取り方 で十分おいしくいただけることなどを伝えております。

しかし、ここ数年は、コロナ禍でこのような活動は中止せざるを得ませんでしたが、今後は ご希望を聞く中で見学や試食会等について、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら実施し てまいりたいと考えております。

続きまして、幼稚園児への給食体験の実施状況ですが、坂城幼稚園での昼食につきましては、町内保育園の給食と異なり、基本的に米飯を各家庭から持参し、幼稚園で用意したおかずと併せて昼食を取り、また、週1回は保護者によるお弁当で昼食を取っているとお聞きしております。

このため、小学校に入学して初めて配膳トレーを持って、昼食の主菜・副菜などが取り分けられた食器を自ら受け取りに行く給食に、戸惑う状況も見受けられるとのことでございました。このような状況を踏まえ、事前に学校給食や配膳等を体験するため、幼稚園の年長児に対して給食センターの見学及び試食会を実施しておりましたが、ここ数年は、コロナ禍で行うことができませんでした。こちらにつきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ再開してまいりたいと考えております。

次に、ロ. 食育指導の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

食育指導として給食センターでは、児童生徒や保護者に向け毎月配布している献立表に、食品の栄養・働き・エネルギー量や使用する地域食材などを記載し、献立表の裏面には「食育だより」として、その月の献立作成のポイント、行事食、伝統食など食育に関する情報を掲載し、町民の皆さんにも「広報さかき」の「食育だより」に毎月掲載するなど、食育の啓発、推進に努めております。

児童生徒には、より給食への興味関心を高めてもらうため、各学校から旬の食材、栄養バランスが取れた地場産物などを活用した希望献立などを募集し、提案された献立を基に栄養教諭が工夫して給食として提供するといった取組を行っております。

また、児童生徒への食育の推進のため、栄養教諭などが給食の時間に小中学校を訪問し、全 てのクラスで食事の大切さや栄養に関する学び、生活習慣病予防のための正しい食事習慣の必 要性などについて伝えているところでございます。

さらには、小学校の児童には、給食センターで給食がどのように作られているのかを実際に 見学することにより、給食への関心を高めてもらうとともに、小学生が総合的な学習時間の一 環として、生産者にご協力いただき、町内の伝統野菜であるねずみ大根の種まき、収穫などの 栽培体験も行っております。

また、中学校の生徒には、栄養教諭が家庭科の時間に町の伝統野菜のねずみ大根などを取り上げ、調理方法等について授業を行うなど、伝統野菜についての理解を深めているところでございます。

なお、保護者に向けては、小学校で開催されている学校保健委員会などで、栄養教諭が講師 となり食育に関する講演を行っております。

今年度、新たな取組として、11月にふれあい大学の専門講座として、町民を対象とした食育・給食講座を開催し、栄養教諭から食育の大切さなどを伝えるとともに、小中学校で提供している学校給食を食べていただく予定でございます。

このように、食事の量や質、また、地域の伝統野菜などについて知識を深める活動などの食育につきましては、学校給食の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体の中で、体系的、継続的に行っていくことが必要だと考えておりますので、栄養教諭の専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任に加え、各ご家庭との連携を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、児童生徒へ安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食の提供と、食事の持つ重要性を伝え、食に関心を持っていただけるよう、食育活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**3番(塚田さん**) ご答弁ありがとうございます。家庭、学校、町全体で、食べるという体験を 通じ様々な取組をされ、これからもされていくということで、ますますの食育の推進をされる ことを期待します。

学校食育は、個人の健康だけでなく、社会や地球環境に対する責任を育む重要な教育分野であり、今後ますます重要性が高まると思われます。また、給食費無償化が短期的な取組ではなく、長期的に継続されることを期待し、生産者との関わりや体験する機会を増やしていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

## 2. 認知症について

超高齢社会に入り、認知症は日本の社会全体の課題となっています。また、世界も高齢化に向かっており、加齢を最も大きなリスク要因とする認知症は、地球規模で捉えることが必要な時代を迎えています。

日本は、世界の中でも最も早く認知症施策に取り組んだ国の一つで、1960年代から高齢者福祉の中に認知症が取り入れられ、2000年の介護保険法では認知症の人に特化したサービスが含まれました。そして、2004年には世界に先駆けて痴呆という差別的意味を含む呼称を、より医学的な症状の表現に近い認知症に改めました。

近年、認知症は高齢者の健康と生活に影響を及ぼす重要な課題となり、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれ、その数は700万人と推計されています。

また、認知症を起こす病気には様々な種類があり、アルツハイマー病はその中で最も多く、 60から70%を占めると言われています。高齢化の進行に伴い、その数は急増していますが、 確実な予防法と治療法はまだ発見されていないのが現状です。

認知症は進行性の疾患で、初期の段階では症状がわかりにくいことがあり、認知症患者や家族は症状が進んでから認知症であるとわかります。それにより社会的な活動や交流が難しくなっていきます。そのため、早期に医療機関で受診することが重要とされています。そして、大切な家族や友人、近所の人、誰にとっても認知症は身近なものになってきています。

また、急速に高齢化が進む日本では、認知症である方の増加により様々な問題に直面しています。例えば、記憶の低下による行方不明、周囲との交流の喪失による孤独感、自動車運転や消費者トラブルへのリスク、デジタル化の進展に伴う生活上の不便さ、軽度の認知症を抱える人への適切な支援の不足。

また、介護者も次のような問題に直面しています。介護離職の増加、遠距離介護の課題、高齢者への継続的なケア、高齢者虐待の増加。さらにコロナ禍において、認知症の人々への医療対応が難しさを増しました。

これまで存在していた問題がより顕著になり、認知症を理由とした入院拒否や感染防止のための拘束が問題となっています。介護の分野でも人材不足や医療との連携不足が深刻な形で浮き彫りになっています。そして、今年6月に認知症基本法が成立し、9月を認知症月間、9月21日を認知症の日と定められ、認知症への正しい理解が進むことを目的に啓発活動が行われています。

そこで、イ. 現状の取り組みについて、3点お尋ねします。

一つ目として、認知症の症状や早期発見の重要性が伝えられていますが、認知症を理解する ための取組についてお聞きします。

二つ目として、認知症患者のケアや家族の心理的な負担を軽減するための情報提供など、認知症患者とその家族が安心して生活できる環境づくりなど、認知症患者や家族に対する支援の 状況についてお聞きします。

三つ目として、人手不足や情報共有の課題も存在し、より一層の体制強化が求められていますが、認知症に対する地域の医療・介護体制の現状についてお聞きします。

そして、ロ、今後の対応について、2点お尋ねします。

一つ目として、認知症の予防は健康的な生活習慣の維持や脳トレーニング、社会的な活動の 促進などが有効とされていますが、認知症を予防するための取組の現状と今後の対応について お聞きします。

二つ目として、認知症基本法が今年6月に成立となりました。法では、市町村には認知症の 人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民が相互に人 格と個性を尊重し合い、共生する社会を図ることが求められていますが、共生社会実現に向け た町の考えについてお聞きします。

以上の点について、ご答弁お願いします。

福祉健康課長(鳴海さん) 2. 認知症についてのご質問に順次お答えいたします。

認知症とは、様々な原因で記憶や思考などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活への支 障がおよそ6か月以上継続している状態をいいます。

厚生労働省によりますと、2020年に全国の65歳以上の認知症患者数は約600万人で、2025年には高齢者の5人に1人、700万人が認知症になると見込まれています。

認知症には、アルツハイマー型や血管性認知症などいくつかの種類があり、出てくる症状や 程度にも個人差があります。また、18歳から65歳未満で発症した若年性認知症の患者数は、 2020年3月に3万5,700人と推計されているところです。

認知症は誰もがなり得る病気であり、多くの人にとって身近な問題になってきていることから、認知症の予防や、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すことを目的として、令和元年に認知症施策推進関係閣僚会議において、認知症施策推進大綱が取りまとめられました。

この認知症施策推進大綱では、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳 と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる共生 と、認知症の発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするなどの予防を車の両輪と して施策を推進していくこととされています。

認知症の方が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、今後さらに認知症に関する正しい知識と理解を持つことが重要となってまいります。

最初に、イ. 現状の取り組みについての質問にお答えいたします。

認知症を理解するための取組といたしましては、全戸配布いたしております「高齢者福祉・ 介護保険サービスガイド」の冊子に、認知症の進行とともに変化する状態と支援について、認 知症ケアパスを掲載しております。

認知症ケアパスとは、認知症の予防から発症後の進行度や容態に応じ、相談先や医療機関の 受診、介護保険サービスを利用するタイミングなど、これらの流れを標準的に示した内容と なっています。

そして、認知症に関する全般的な相談機関である地域包括支援センターにおいて、専門の医療機関の紹介や介護保険制度についての説明、認知症の方への正しい対応方法等、進行に合わ

せた様々なサポートを行っております。

また、町では地域でできる相互扶助や連携を図ることを目的に、平成23年度から認知症サポーター養成講座を開催しており、サポーターの総数は518人となっております。この養成講座を受講した認知症サポーターにより、地域や職域での認知症に関する家族の困り事に対し、手助けを行っていく仕組みとなっております。

このほかにも、商工会が主催する「まちゼミ」での講座実施や、企業や地域で出前講座を行うなど、多くの方に認知症について理解してもらえるよう取り組んでおり、正しい知識の普及に努めているところでございます。

次に、認知症患者や家族に対する支援の状況はについてお答えいたします。

認知症については、主にご家族からの相談になりますが、多くの場合は在宅生活の継続を基本として、ご家族や地域との連携体制を整えつつ、その方の状況に合わせ、介護保険サービス等の公的な支援につなげております。

認知症状のある方につきましては、認知機能の低下以外にも心身機能の低下も見られることが多いため、要介護認定や介護予防・日常生活支援総合事業サービスだけでなく、医療受診への支援も行っております。

続いて、認知症に対する地域の医療・介護体制の現状についてお答えいたします。

認知症に係る受診先といたしまして、認知症に関する詳しい診断や対応、相談などを行う専門の医療機関として、県が指定する11か所の病院に、認知症疾患医療センターが設置されています。

また、認知症サポート医につきましては、国で定める所定の研修を修了した医師と専門職で構成したチームが、認知症の方やその疑いのある方に対し、早期から地域の中で必要な医療や介護につなげることができるよう、認知症支援の初期段階から対応に当たり、サポートを行う体制が整えられています。

ご家族からの相談内容や認知症の方の状況に応じて地域の専門医に相談したり、居宅介護 サービス提供事業所からの助言をいただくなど、専門機関との連携に努めているところであり ます。

また、認知症の方で介護保険サービスの利用が必要である方につきましては、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーが、認知症対応型デイサービスや認知症対応型グループホームなど、町内にある認知症に対応するサービスや施設の紹介等を行っており、ご本人、ご家族にとって何が最善なのかを提案し、ご家族の負担軽減も考えながら介護保険サービスの利用を含め検討し決定しております。

続きまして、ロ. 今後の対応についての質問にお答えいたします。

最初に、認知症を予防するための取組の現状につきましては、心身の健康面から認知症の効

果的な予防には、運動不足の解消、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による 社会的孤立の解消や役割の保持などが認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆され ています。

町保健センターにおきましては、令和3年度から認知症予防教室を開催しており、今年度は、毎月1回認知症に負けないからだづくり講座として、認知症予防・フレイル予防体操や血圧測定、食事、健康相談などを行い、今年度は8月までに4回開催し、参加延べ人数は56人となっております。

また、社会福祉協議会で実施しておりますいきがい広場では簡単な運動、レクリエーションなどの交流の場として、高齢者のコミュニケーションが図られ、ふれあいセンターではストレッチ・ヨガ教室の開催、地域の公民館等で活動するグループへの支援として講師派遣を行うなど、元気な高齢者の皆さんに積極的な参加をいただく中で、体力の維持・増進にも取り組んでいるところです。

今後につきましては、高齢者の方がいつまでも元気で生き生きと暮らし、認知症や要介護状態にならないよう事業を継続し、健康づくりや認知症予防、介護予防を推進してまいりたいと考えております。

最後に、共生社会実現に向けた町の考えはでありますが、国が示す共生社会の実現を推進するための認知症基本法とは、認知症の人を含めた国民一人一人が個性や能力を発揮し、互いに支え合いながら活力ある社会をつくっていけるよう認知症施策を推進することを目的とした法律で、令和5年6月に公布されました。

この法律では、国や地方公共団体の責務として、その地域に応じた認知症施策の推進を総合的かつ計画的に策定・実施することが明記されており、また、国民の責務として、共生社会の実現を推進するために必要な認知症の正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされております。

町におきましては、今後、認知症基本法の成立に伴い施行される国や県の方針や具体的な施 策等を踏まえながら、認知症の方の人権や尊厳を尊重し、地域の実情に応じた事業の考案と実 施に向け、誰もが生きがいや希望を持って暮らすことができるよう取り組んでまいりたいと考 えております。

**3番(塚田さん**) ご答弁ありがとうございました。認知症は誰にでも起こり得る病気です。誰もが認知症を自分ごととして捉え、認知症を知り、備え、人とつながることができる温かい地域社会が形成されることを望みます。

最後になりますが、少子化と高齢化はお互いに深いつながりがあり、片方が進むともう片方にも大きな影響を及ぼすことがよくあります。ですから、これらの問題を同時に考えて対処する必要があります。教育を充実させ働き方を改善し、社会保障制度を見直し、高齢者の健康と

生活を支える仕組みを整えるなど、個々の課題だけでなく全体的なアプローチが求められています。一つ一つの問題を切り離すのではなく、一緒に取り組むことが大切です。坂城町においても、この重要な課題に向き合い、地域全体で協力し、持続可能な未来を築くための取組を一層進めていくことを期待しています。

これで私の一般質問を終わります。

副議長(中嶋君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時12分~再開 午前10時22分)

副議長(中嶋君) 再開いたします。

次に、9番 玉川清史君の質問を許します。

9番(玉川君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

この夏の異常な暑さを経験して、特に子どもや高齢者の健康を守るための対策、最近、全国的な問題として注目されている、水を通して健康への悪影響、これが心配される汚染物質の問題。軍拡路線を暴走する政権の下でも、国民が一つになって戦争する国にならないようにするための平和教育や活動について。そして、災害時の待避場所、避難場所の確保についての質問をします。

では、最初の質問です。

- 1. 町民の健康と生活を守るために
- イ. 酷暑への対策を

この夏は、各地で真夏日の連続記録が更新されるほどの酷暑でした。町長の開会の挨拶でも、 坂城町でも7月から議会開会日の前の週の週末までに35度を超えた猛暑日が24日、30度 を超えた真夏日が猛暑日を除いても28日という坂城消防署の気象データをお話しされていま す。

このような猛暑の中で、町の熱中症対策はどうなっていたのでしょうか。まず、最近クールシェアスポットという言葉が身近なものになってきています。クールとありますし、多くが公的な施設ということもあり、ここに行けば誰でも涼むことができる場所であると解釈できます。このクールシェアスポットの開設の目的、それとこの夏の町内のスポットの開設状況について、1、今夏の暑さ対策の内容はとして伺います。

続いて、クールシェアスポットで一時的に避暑ができるとしても、必ずしも近くにあるわけではありませんし、利用時間にも制限はあります。そこまでの移動も大変ですし、時間外、夜間、就寝中でも熱中症対策は必要です。睡眠不足で体調を崩したり、日中の仕事にも影響が考えられます。

熱中症の搬送の人数について、千曲坂城消防本部に問い合わせましたが、エアコンの有無の

調査はしていないとのことでした。しかし、5月から8月の昨年と今年の比較で、昨年が44名、今年は60名と36%の増加、うち18歳未満は増減なしでしたけれども、65歳以上が25名から35名と40%の増加となっています。

熱中症アラート、この警報が出たときに、行政からの呼びかけでは、外出を避けてエアコンの使用を当然のように勧めています。やはりエアコンはあって当たり前と行政も考えているということではないでしょうか。

しかし、現実として設置するには経済的に難しい世帯もあります。先日も町内でひとり暮ら しのご高齢の方が、熱中症で救急搬送される事態が発生しました。この方からは、個人的にも 随分前から設置への補助金、これが何とかならないかという相談を受けていました。町にも相 談を始めたところでした。幸い命には別状ありませんでしたが、まだ治療中だそうです。大変 に悔やまれます。

近隣や全国の自治体を見ても、個人のエアコン設置への補助金制度の創設、これが増えてきており、この夏も実施されていました。対象になるには条件がつきますけれども、住民の命と健康を守りたいとの考えだと理解をします。当町でもこのような制度をぜひ創設していただきたいと思います。

質問として、2、母子家庭や高齢者世帯等のエアコン設置への補助として伺います。

続きまして、ロ. 河川・地下水の安全性調査について。

近年、新聞やテレビで有機フッ素化合物、PFAS(ピーファス)というらしいですが、その一種、PFOS(ピーフォス)とPFOA(ピーフォア)という有害物質の検出について報道がされています。全国で見ると、米軍の飛行場の周辺での汚染が地下水を通して住民に取り込まれているのではないかと指摘をされています。国も血液検査の規模の全国化や、有害性の調査研究の本格化を決定しています。

長野県でも長野市上下水道局の松代地区で、3年前に基準値を超えて検出され、原因の特定 もできず、川合新田にある水源地の一部の井戸からの取水が中止されています。

このPFOA、PFOSを含むPFASという有機フッ素化合物は、自然に分解されにくくて、発がん性や腎臓病の発生、子どもの成長にも影響するとの指摘があります。県水では千曲川各所での水質検査項目に加えられています。

このPFOA、PFOSの検査は飲用水の水源としての検査ですので、非飲用の地下水などは検査されていません。

1として、町内の河川や井戸水についての水質検査の状況と項目についてと、項目としてP FOS、PFOAが含まれているかも伺います。

**町長(山村君)** ただいま、玉川議員さんから1番目としまして、町民の健康と生活を守るため にのご質問をいただきました。私からは、イの酷暑への対策をについてお答えしまして、ロの

ご質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず最初に、今夏、今年の夏の暑さ対策の内容はということで、クールシェアスポットの目的と町内での開設状況についてのご質問でありますが、まず、クールシェアとは、東日本大震災後の電力の逼迫した状況下において、家庭における夏の電力消費の大半をエアコンが占めていることから、エアコンの使い方を見直し、涼しさを共有するという考え方であります。

具体的には、家庭でのエアコンは、なるべく一つの部屋に集まり使用することや、家庭のエアコンの電源を切り、図書館などの公共施設や公園の木陰等へ出かけるなど、1台のエアコンを複数人でシェアしたり、自然の涼を活用することで、エコや節電の効果が期待されるものであります。

クールシェアは、平成24年に環境省の施策として取り入れられて以降、楽しみながら節電に取り組むことができる様々な企画やイベントなどが全国各地で広がる中、こうしたクールシェアの実施に適し、かつ、一般の方に開かれた場所がクールシェアスポットであり、特定の方のみを対象としたり、水分を準備するなどの熱中症対策スポットとは基本的な考え方が異なるものであります。

町におきましても、クールシェアの考え方を普及させ、家庭における節電を図ることを目的に、坂城駅前に静態保存しております169系電車の車両をクールシェアスポットとして開放するイベントを平成26年から継続して実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年から令和4年は実施できませんでしたが、 開設以来、延べ1,368名の方にご利用いただき、今年度は8月7日から10日までの4日 間で115名の方にご利用をいただいたところであります。

そのほか、広く町民の皆様にご利用いただいている町の公共施設におきましても、年齢を問わずどなたでもお過ごしいただけるクールシェアスポットとしてもお使いいただくことができます。

中でも、町立図書館では、従来は午前10時から午後6時までとしている開館時間を、夏の間は7月、8月の平日は午前9時半から午後7時まで延長し、少しでも長く暑さをしのいでいただけるよう配慮しているところであります。

町といたしましては、今後におきましても、家庭における節電や省エネルギーの推進に向け た取組の一つとして、クールシェアの考え方の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、母子家庭や高齢世帯等のエアコン設置への補助についてお答えします。

今年の夏の暑さは、7月下旬以降全国的に記録的なものとなっており、気象庁によりますと、 1898年から統計を取り始めて以降、最も平均気温が高くなったと発表をしております。

県内におきましても、長野地方気象台によりますと、8月の月平均気温の値が、長野・上田・松本など県内観測所20地点で同月の観測史上最高を記録したところであります。

また、消防庁が公表しております全国の熱中症による緊急搬送状況におきましては、令和3年が4万7,877人、4年が7万1,029人で、比べますと2万3,152人増加しており、さらに、本年8月27日時点の速報値は7万8,659人と既に前年を7,630人上回る状況で、今年は真夏日・猛暑日が多い酷暑であったことを裏づけているところであります。

近年、年々平均気温が上昇し、地球の温暖化も進行している状況の中、それに比例して熱中症による健康被害も多く発生しております。熱中症は、暑い環境の中で過ごすことで体温が上がり、汗をかいた際に体内の水分や塩分が減少し、血液の流れが滞るなど、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障がいでありますが、予防行動により防ぐことができるものでもあります。

町では、気象庁及び環境省が熱中症の危険性が極めて高くなると予想し、暑さ指数である熱中症警戒アラートを発表した場合、暑さ対策や水分補給などの注意喚起などを「すぐメール」でお知らせし、また、町広報やホームページを活用して危険な暑さへの注意を呼びかけ、暑さから逃れるための衣服の選定、エアコンや扇風機の使用、水分や塩分の補給などの熱中症予防の周知を行っております。

また、県内の熱中症警戒アラートの発表は、令和3年は3回、4年は7回、今年については 8月末時点で13回発表され、年を追うごとに熱中症の危険性のリスクが上昇している状況で あり、高齢者や子ども、障がい者の方々は熱中症になる危険性が高いため、十分な注意が必要 となっております。

このような状況の中で、ご質問のありましたエアコン設置への補助につきましては、先ほどお話がありました隣接する上田市において、65歳以上の高齢者世帯のみを対象とした補助制度を設けているところでありますが、該当要件として、自宅にエアコンが設置されていないこと、または使用できるエアコンが1台もないこと、また世帯員全員が住民税非課税であることなど、対象者を細かく限定した支援事業となっております。

町におきましては、現時点では上田市と同じような同様のエアコン設置への補助は考えておりませんが、今後におきましても施策を進める中で、様々なニーズを捉え、総合的に勘案しながら必要な補助や支援を検討してまいりたいと考えております。

なお、長野県において実施しております信州省エネ家電購入応援キャンペーン事業で、対象とする省エネ家電としてエアコンの購入が該当するところであります。この事業は、現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的とし、省エネ性能の高い家電製品の購入に対する支援として実施されており、申請期間は8月31日までとされておりましたが、来年1月31日までさらに延長され行われております。

今後の熱中症対策の一つとなるエアコン等の設置は、脱炭素の観点からも、省エネ性能を兼

ね備えた機種の購入を選択して、県の補助制度などの有効的な活用を検討していただくととも に、日頃から熱中症に対する備えを進めていただくことが、大切な命や健康を守り家族を守る 対策につながるものと考えております。

**住民環境課長(山下君)** 私からは、ロの河川・地下水の安全性調査についてのご質問にお答え いたします。

初めに、河川につきましては、定点観測を3月、6月、9月、12月の年4回、町内15か 所で実施しております。調査項目につきましては、水素イオンの濃度、生物化学的酸素要求量、 浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌数、エヌヘキサン抽出物質、シアン、水銀、鉛、六価クロム、 ひ素、カドミウム、窒素、りん、透明度の15項目であります。

調査につきましては、環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を採用しております。

調査の結果につきましては、直近では本年の6月7日に実施したものとなりますが、15調査項目のうち実施した5か所で大腸菌数が基準より上回っておりますが、残りの14項目に関しましては、基準内にある結果となっております。

次に、地下水に関しましては、毎年1回、時期は1月頃となりますが、町内で井戸水を利用 されているご家庭50軒に依頼し、調査を実施しております。

調査項目につきましては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエタンの有機溶剤系の3項目と、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の1項目を合わせた4項目を調査しております。

地下水につきましては、水道法に基づく基準で調査を実施しており、昨年度の調査結果につきましては、50か所中49か所で基準を下回り、調査を実施したご家庭にご通知申し上げたところであります。

ご質問のありました有機フッ素化合物は、現時点では河川・地下水共に当町では調査項目に 含めておりません。

有機フッ素化合物のうち、PFOSとPFOAは20世紀半ば以降、世界中で多くの製品に使用されてきたフッ素化合物の一群です。環境省の報告によりますと、自然分解には長い年月を要するとされ、人体への蓄積性があるとされています。

PFOS、PFOAともに国際的な条約の下、廃絶の対象とすることが決められており、PFOSについては平成22年、PFOAにつきましては令和3年に法律により製造・輸入が原則禁止となっております。

厚生労働省では、水道水、公共用水域や地下水における暫定目標値として、PFOSとPFOAの合算した値が1リットル中50ナノグラム以下とするように定められております。環境省によるところでは、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだに確定

的な知見はなく、国際的にも様々な知見に基づく検討が進められているところであります。

県内でも令和3年度に、上田市の諏訪形浄水場の取水の原水の調査を実施しており、PFOS、PFOAの合算値が1リットル当たり0.3ナノグラムという結果になっており、当町の河川、地下水の調査につきましても、今後の国際的な流れや国内の状況を注視し、環境基準や水道法に調査項目として加えられることがあった場合や、県内、近隣で有機フッ素化合物の値が大きくなった場合などには、調査について検討してまいりたいと考えております。

9番(玉川君) クールスポットの目的がエネルギーの節約ということがよくわかりました。ただし、一般的に考えると、やはりそこで緊急的に避難すると、暑いときにね。調子が悪いときに避難するという考え方だと思うんですが、現在、町内のスポットについて、公共施設、図書館やいろんなところがあるんですけれども、その数についてはこれで十分なのか。どれくらいが町内で必要というような考え方があるのだろうかということで、それを後で再質させていただきます。また、その場合のスポットの要件というのは、開館時間とか管理人が必要だとかというような要件として、どのようなものがあるかということも伺いたいと思います。

水質検査についてなんですが、国の動きを見ながら検査項目に加えるかどうかというのは、 その時点で判断されるというようなお話でした。一つ、井戸水については、飲用ということでは、飲用できるような井戸水50か所については、ないということでよろしいのでしょうか。

先日も有機農業について同僚議員さんからも提案がありましたけれども、近くを流れている 用水とか川から農業用水を使っているという事実がありますので、それについて考えても、や はり国の動きを見てからの検査になるんでしょうかということ。

以上、再質ということでさせていただきたいと思います。

**企画政策課長(伊達君)** ただいま再質問をいただきました。私からはクールシェアスポットの 関係についてお答えをしたいと思います。

まず、町内のクールシェアスポットの数のお話がございました。十分なのかというところで ございますけれども、クールシェアスポットの数が十分か十分でないかといったことについて は、はかる物差しというのは非常に難しいなと正直思っております。

そうした中で、私どもとすれば、先ほど言ったように節電ですとか省エネですとか、そういったこともございますので、クールシェアスポットとして役割を果たせる公共施設につきましては、引き続きそんな対応はしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、クールシェアスポットの要件のお話がございました。開館の時間ですとか管理人といったお話がございましたけれども、基本的にクールシェアスポットを施設開放する場合は、施設については施設本来の用途での利用を前提としているということでありますので、その施設ごとの開館時間で対応するものであろうと考えております。

それと、管理人のお話でありますけれども、これは施設を開放する場合は、当然ながら施設

のどなたかが目の届くようにしておいていただくことが理想的かなと、そんなふうに考えているところでございます。

住民環境課長(山下君) ただいま、井戸水が飲用水として使用されていないかどうかということの再質問でございますが、町内の50か所の井戸水の調査におきましては、一軒一軒聞き取り調査をする中で、飲用に使用していないということを確認した上で生活用水としての調査として実施しております。

2点目の、農業用水に使っているが、PFOS、PFOA等の有機フッ素化合物の調査については、調査していないのかという質問でございますが、こちらにつきましても近隣の調査結果、また国や県の指導の下、調査対象とするかということについては、今後検討していきたいと考えております。

9番(玉川君) 汚染物質のPFOS、PFOAなんですけれども、有機農業でこれから町を興 していこうというような場合に、それも一つの目玉になるとは思うんですよ。坂城のきれいな 水で育った作物ということなので、できるだけ町独自の考え方でもって進めていただきたいと、 そういうふうに思います。

クールシェアスポットの目的、第一がエネルギーの節約ということはよくわかったんですが、 今のところ、公共施設ということが今中心なんですが、これがどうしても近くにないと。施設 はいろんなところにあるんだけれども、なかなか自分の家の近くにないというようなことで、 利用がしにくいということもありますので、身近なところにスポットができるように考えてい ただきたいと思うんです。

例えば県やほかの自治体では、クールシェアスポットについて、民間の事業所に手を挙げてもらいたいということで募集もしているようです。これは事業所のほかに個人のお宅、うち開いているから、うちで涼もうよというような方がいたら、その方も手を挙げてもらって、スポットとして使っていけば、それがスポットだけじゃなくて、みんなが集まっていけるような居場所にも発展していくんじゃないかと。理想的な考え方なんですが、そういうことも考えてほしいと思います。

ですから、町内でもほかの自治体もやっていますように、クールシェアスポットはどうで しょうかねというくらいの声かけ、これについてはぜひ検討をしていただきたいと要望をさせ ていただきます。

このエアコンの設置の補助制度ですけれども、これは既に行われていますお隣上田市さんのような制度以上のものを、坂城町ですから、考えていただいて、町長頑張っていただきたいと。 前向きに検討していただきたいと思います。

では、次に移ります。

2として、非核平和宣言の町として。

悲惨な戦争を繰り返さないために、8月は戦争の犠牲者を追悼し、二度と戦争を繰り返さないことを国民として再確認する月であります。同僚議員の質問で、町の活動については、以前の定例会で詳しく説明されています。意義ある活動を引き続きお願いしたいと思います。

ただ、この活動内容を見まして、今、町が頑張ってくれている活動ですが、参加者や周知の 範囲が狭くはないでしょうか。町内でも目の当たりにできる戦争についての記録や記憶を基に した活動を、町民全体で共有できれば、さらに平和への願いが身近なものになっていくのでは ないでしょうか。

以前の定例会での同僚議員からの満蒙開拓記念館などの現地学習の提案、これに対して、当時の教育長は、坂城町、村上村、中之条村、南条村の資料や各地域の慰霊碑などにも目を向け、戦争はよそごとではなくて、まず身近なこの坂城町にもあったんだと、そういうようなことをまず子どもたちに知ってほしいと答弁をされていました。全く同感です。

町内にあります戦争を伝えるものや行事、昨年開催されました戦没者追悼式や町内にある慰霊の碑なども身近なものとして伝えていくことが大切であると思いますので、1、町として目に見える活動を。戦没者追悼式の合同化など、経緯と今後の開催についての町の考えを伺います。

さらに、慰霊碑などは月日がたつにつれ、そのいわれや刻まれた文字などがわからなくなってしまわないように保存が必要です。最初に述べた非核平和の町宣言文の町民の皆さんへの周知をもっと積極的にして、非核平和の町であることに誇りを持ってもらうようにしてほしい。さらには、町民参加の活動として、広島・長崎平和式典への町民派遣など、町の活動をもっと町民に身近にできないかと伺います。

**福祉健康課長(鳴海さん**) 非核平和宣言の町としてのご質問のうち、私からは戦没者追悼式に関するご質問にお答えします。

坂城町では、さきの大戦において犠牲になられた当町の戦没者に対し追悼の誠を捧げ、平和 への誓いを新たにするため、町主催の坂城町戦没者追悼式を開催しています。

現在の坂城町戦没者追悼式については、新型コロナウイルス感染症により行動制限が行われた年を除き、町内全域を対象にご遺族をはじめとする関係者に参列いただき、毎年開催してまいりました。

以前は、坂城地区、南条地区、中之条地区、村上地区の各地域においても戦没者を追悼する 様々な事業が実施されていたとお聞きしております。

その頃から現在の形に至るまでの戦没者追悼式の合同化の経緯についてお答えします。

まず、戦没者追悼式の開催についての全国的な流れについて申し上げますと、昭和27年に、 国が主催する第1回全国戦没者追悼式が開催され、この頃から全国的に戦没者追悼式を開催する動きが広まってまいりました。 また、昭和22年に日本遺族会が設立されたのをはじめ、全国規模から市町村規模まで遺族会が相次いで設立され、長野県遺族会、埴科郡遺族会、現在の坂城町を範囲とする旧坂城町、旧南条村、旧中之条村、旧村上村の各遺族会もこの時期に設立され、戦没者の追悼活動をはじめ重要な役割を担ってこられました。

町内の各遺族会におかれましては、合併を経て現在の坂城町遺族会となった後も、旧町村単位を活動範囲とする坂城地区遺族会、南条地区遺族会、中之条地区遺族会、村上地区遺族会としてそれぞれ活動を続けられ、戦没者の慰霊活動につきましても4地区の遺族会が独自に実施をしてこられました。

坂城町を単位とする戦没者追悼式につきましては、平成16年11月に第1回を開催しておりますが、それ以前に遡りますと、埴科郡社会福祉協議会が主催の埴科郡戦没者追悼式が開催されており、坂城町のほか、旧戸倉町、旧上山田町の遺族会会員を参列者として開催していましたが、平成15年9月1日に旧戸倉町、旧上山田町が更埴市と合併し千曲市となったことを機に終了を迎えることとなりました。

しかしながら、町内一円のご遺族、来賓等関係者が参列いただく戦没者追悼式はなくしてはならないとの思いから、その翌年から坂城町遺族会のご協力をいただく中、町社会福祉協議会と町が連携して坂城町戦没者追悼式を開催することといたしました。

他方、町単位の戦没者追悼式が始まった平成16年以降、各地区の遺族会において会員の高齢化、会員数の減少といった会の運営や継続に関わる課題が顕在化し始めた時期とも重なっていたことから、各地区の遺族会では事業の在り方が見直され、各地区でそれぞれ独自の追悼事業を実施するという方法から、一堂に会する町戦没者追悼式へ参加する方法へと変わり、合同で行うという現在の形になったものと考えております。

なお、千曲市の合併に伴い、埴科郡遺族会を構成する遺族会が町内の遺族会のみになったことから、埴科郡遺族会を引き継ぐ形で坂城町遺族会が誕生し、長年にわたり活動をされ町の戦 没者追悼式の開催にあたっても多大なご協力をいただいてまいりましたが、会としての活動が 困難となったことから、昨年度をもって坂城町遺族会及び4地区の遺族会が解散されました。

今後の戦没者追悼式の開催につきましては、これまで解散した坂城町遺族会を中心に参列をいただいておりましたが、町といたしましては、戦没者追悼の意を表す式典は重要なものであると考えており、今年度も継続して開催する予定としております。

開催に際しましては、これまで町内の遺族会に所属されていた方には個別にご案内を行うと ともに、広く一般の方にも広報等で周知を図り、より多くの方に参列いただける形で行えるよ う考えているところであります。

**教育文化課長(長崎さん)** 私からは、2. 非核平和宣言の町として、イ. 悲惨な戦争を繰り返さないためにのご質問のうち、慰霊碑に記載されている文章の保存などの状況についてのご質

問にお答えいたします。

石造文化財などの石碑に彫り込まれた文章、碑文でございますが、碑文はその時代の出来事 や人物の記録や言葉などを後世に残すために刻まれ、坂城町の歴史や祖先の生活、心情を後世 に伝えてくれる重要な文化遺産であり、大切に保存していくべきものであると考えております。

しかし、石碑に彫り込まれた碑文が時代の経過とともに、風化や破損などにより完全な姿で後世に残すことが困難なものもございます。そのため町では、町内に点在する石碑につきまして、記録として末永く保存するため、所有者の皆さんにご協力をいただき、文化財保護審議会の委員さんをはじめ、各地区で郷土史を研究されていた方々をいしぶみ調査員として依頼し、町内にある石碑の調査を行いました。

その調査結果を一冊にまとめた「坂城のいしぶみ」を平成3年3月に発行したところでございます。この「坂城のいしぶみ」は、町内にある記念碑、個人や団体などの偉業や功績をたたえる頌徳碑、筆塚などに彫り込まれた碑文を、平成元年から2年の歳月をかけていしぶみ調査員の皆さんなどに調査、判読、解読していただき、石碑の写真とともに碑文を原刻のまま掲載することで、記録として保存しているところでございます。

また、「坂城のいしぶみ」は町立図書館に所蔵されており、町の大事な文化財の記録として、 どなたでも手に取って見ていただくことができます。

ご質問の慰霊碑などにつきましても、この「坂城のいしぶみ」に掲載されており、慰霊碑の 碑文につきましても大事な文化財の記録として後世に残してまいりたいと考えております。

総務課長(関君) 私からは、非核平和の町宣言の町民への周知や、広島・長崎平和式典への町 民派遣等についての考えに関するご質問にお答えいたします。

初めに、非核平和の町宣言の町民への周知に関してでありますが、非核平和の町宣言は、平和が町民生活の基本であるとの理念の下に、昭和60年9月定例会において議決されたものであります。

宣言に至るまでには、昭和59年において宣言を求める署名活動が全町で行われ、当時の有権者の約半数に当たる6千名ほどの町民の皆さんが署名を行い、町への陳情と議会に対する請願がなされたとお聞きしているところでございます。

こうした多くの町民の意思を酌む形で、翌年に宣言がなされ、議会で全会一致により議決されたところであり、現在に至るまで変わらず、当町の平和への強い意思を表した大変重要なものであると考えているところであります。

実際にこの宣言の全文は、町ホームページに掲載する中で、町民の皆さんをはじめ、どなたでもご覧いただけるように周知を図っているところであり、また、毎年行われている平和行進や反核・平和の火リレーの際におきましても、町長から紹介をさせていただいているところで、今後も様々な場面でこの宣言をご紹介させていただくなど、機会を捉える中で周知を図ってま

いりたいと考えております。

次に、広島・長崎平和式典への町民派遣等についてに関しましては、当町におきましては、 現在のところ派遣事業は行っていないところではありますが、当町独自の取組といたしまして は、まず広島・長崎に原爆が投下された毎年8月6日と8月9日に、原爆が投下された時刻に 合わせ、役場のサイレンを鳴らし、町民の皆さんとともに黙禱を行い、原爆で犠牲に遭われた 方々への追悼を行っているところであります。

そして、平和に対する取組としましては、二十歳のつどいの際には、当日の8月15日が終戦記念日でもあることから、新たに成人を迎えた皆様とともに黙禱し、永く平和な時代を築いていくことの大切さを町長からお話しさせていただいているところであります。

また、昨年から再開したばら祭りにおきましては、実行委員会とともに、平和な世界を願って命名されたバラの品種である「ピース」を探すイベントを行い、満開のバラを楽しむと同時に平和であることを享受する取組を行っているところであり、今年度は「ピース」に加え「ラブ」という品種も探していただいているところであります。

そのほかにも、かつて町に学童疎開された皆さんと小学校の交流事業や、さかきふれあい大学教養講座における戦争に関する童話を紹介する講座の開催のほか、町立図書館のロビーにおいて、時期を捉えて戦争と平和に関する本のコーナーを設置し、訪れる町民の皆さんの手に取っていただいて、改めて平和な世の中の大切さを考えていただく機会としているところであります。

今後におきましても、他市町村で実施している町民を広島・長崎の平和式典に派遣することは、平和活動の一つの手法とは捉えておりますが、まずは先ほど申し上げました、町の中でこれまで行ってきた様々な活動を継続的に行っていくとともに、今後開催される各種事業等を基にして、非核平和に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

9番(玉川君) 詳しい回答をいただきました。追悼式ですね、町と社協が合同でやっている追悼式、これに一般の皆さんへも声かけをしていただくということで、町民共有のものとして頑張っていただくというお話をいただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、慰霊碑などの文章、これについては「坂城のいしぶみ」ですか、これにしっかりと 保存されていると。ただし、これについてはどういうふうに活用されているのかというのが ちょっとわからないんですが、積極的に教育のほう、難しい文章だそうですが、活用していた だきたいというふうに思っています。

非核平和の町宣言、これについての周知については、広報等に載るということですが、8月については、特に前に出して、こういうものがあるんだよということを町民の皆さんに知ってもらう、押しつけにはならない程度にしてもらうというようなことも必要ではないかと思います。町内での平和活動の推進が第一であるということも理解しました。

現在の日本は、国民の命を外交努力で平和的に守るべき、こういった国会議員は少なく、二代目、三代目となった議員さんが戦争を知らない議員であり、そんな世代になってしまって、不平等な日米安全保障条約はあって当然として、深く廃止もせずに考えもせず、アメリカ言いなりの政策を進めています。

全国のほぼ100%の自治体が平和首長会議に加盟する唯一の被爆国であるにもかかわらず、 今年の広島平和サミットで核の廃絶どころか核抑止を肯定し、武器の供与なども推し進めることを議長国として決議してしまった岸田さん。

全国商工新聞では、湖東税理士が、新たに消費税課税登録するフリーランスは、 1,377万人以上、増税の規模とすれば1兆円規模という計算を新たにしています。10月からのインボイス制度の実施などで、国民に経済的な負担を押しつけて、5年間で43兆円もの防衛費の増額、防衛に使う一部でも国民の生活に回せ、教育費、社会保障費に回せという国民の切実な声を無視する現政権の政策、これを強く批判して、最後の質問に移ります。

# 3. 災害対策について

## イ. 被災者への対応は

先ほど、同僚議員からも話がありましたけれども、先月、落雷による火災現場に遭遇しました。被災されたご家族にお見舞いを申し上げます。雷雨の中で懸命な消火活動を見守るご家族の周りには、ご近所の女性の皆さんが大勢寄り添っていらっしゃいました。

後日の情報では、被災されたご家族は、その夜の退避場所として寄り添っておられたご近所のお宅に泊まられたとお聞きしました。不幸な火災発生からその夜の宿まで、地域の連帯の力、 共助の力を再認識させられました。

しかしながら、このようなことがどこでも確実にできるかは難しいのが現実です。共助に続く公助について伺います。

## 1. 一時滞在場所について。

地域全体が避難するような場合は、公民館や学校などが設置され、避難訓練もされていますので、多くの皆さんは理解されていると思います。今回のように火災などで被災者の数が少ない場合、一時避難場所の確保について、区や自主防災会と連携をされているのか伺います。実際に、今回の被災者の方もどうしたらいいかわからず、不安であるとおっしゃっておりました。 住民環境課長(山下君) 災害対策についてのイ.被災者への対応はのご質問にお答えいたします。

住宅火災などが発生した場合、消防署への通報が入りますと消防覚知となり、消防署が出動いたします。この消防覚知の情報は、町の担当者の下に連絡されるようになっております。

消防署が現地に到着し、住人や周辺の方々の安全を確保し火災状況を把握した上で、消火活動を行いますが、火災の状況を確認する中で、消防署は消防団の出動が必要かを判断いたしま

す。

消防団の出動が必要な場合には、町側に出動を要請し、町は消防団に出動命令をかけ、現地本部を立ち上げ、対応に当たっているところであります。

消防団と消防署により、懸命な消火活動が行われるわけでございますが、ある程度消火活動が進んでまいりますと、被害状況が見えてまいります。

火災の焼損状況によっては、居宅にとどまることが難しいほどの被害を受けてしまわれる ケースもあり、そうした場合には、被災された方と相談した上で、地域の区長さんと連絡を取 り、状況に応じて公民館に一時的に避難できるよう、ご対応いただいているところであります。 なお、各地区の区長さんや自主防災会の会長さんには、防災訓練や防災説明会などの際には、 事前に被害の種類を問わず、災害時には公民館を一時避難所としての活用を依頼する場合があ る旨、ご説明させていただいているところであります。

各地区の自主防災会の皆様や地域の方々には、火災の際におきましても、公民館の一時避難 所としての利用だけでなく、火災の後方支援をお願いする場合もあり、また、民生委員さんや 婦人消防隊などには、被災者の方々に寄り添っていただくなど、ご協力をいただいているとこ ろでございます。

まずは、各公民館を一時避難所として活用できるよう、各区長さんをはじめ区役員の皆様にはご協力をいただいているところではございますが、火災等のケースは緊急の場合が多く、避難物資など不足する場合も想定されますので、状況に応じて町の避難物資を届けるなど、各区や自主防災会と連携を図ってまいりたいと考えております。

- 9番(玉川君) 一つ確認なんですけれども、物資が足りない場合、町の倉庫から持ってくるというようなお話だったんですが、今回も公民館を開けてみたら、布団なんかがね、寝具がないと。座布団はあるんだけどというような話がありました。こういったものも、当然用意はされるということでよろしいでしょうか。
- **住民環境課長(山下君)** ただいまの再質問につきましてですが、町のほうでも避難物資といた しまして毛布等を用意してございます。そちらのほうの提供といいますかを、区長さんと連携 を図って取ってまいるということでございます。
- 9番(玉川君) 今回の災害現場で感じたことは、被災者はとにかく不安でいっぱいという。その不安をですね、少しでも早く、一つでも多く減らすために、いざというときはすぐに相談できる体制や、今みたいな区と連携している、自主防災会と連携しているというような情報、これが必要だとよく身にしみました。

ご答弁では、特に当日や当夜、避難場所についても連携していてしっかりと確保されている、 物資についても町のほうで用意できるというようなことで安心はしましたが、このことの周知 も大変重要だったのかなと、そういうふうにも感じました。 最後にもう一度になりますけれども、いざというときに、まず助けられるのが地域、ご近所です。人ごとではなく、自分のこととして考えられるような地域が町内に昔ながらの姿として残り、そして新しい住宅街にも広がっていくことを期待しまして、以上で一般質問を終わらせていただきます。

副議長(中嶋君) ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時20分~再開 午後 1時00分)

副議長(中嶋君) 再開いたします。

次に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

**8番(星君)** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今回は、坂城町の災害時についての質問をしたいと思います。

先月の8月19日、水害被害や落雷による火災がありました。被害に遭われた町民の方にお 見舞いを申し上げます。

さて、県南部中心に大雨となった今年の6月2日午後6時時点で、県内飯田市や伊那市、 駒ヶ根市など18市町村で避難警戒レベル4が発令され、また21市町村では高齢者等の避難 レベル3が発令されました。そして避難所が開設されました。台風19号のときには、私の住む自治区でも村上小学校体育館に避難された人も大勢いました。

このように、いつ何時災害に見舞われるかわからない状況で、避難所の安心と安全の確保が 最優先だと考えます。そして、プライバシー確保の観点から、高齢者や子ども連れの方など、 特にプライバシーが必要な方のために、仕切りやテントを設置することで個人の空間を確保で きます。また、個々のニーズに合わせて設備やスペースなどを提供することで、避難者のスト レスを軽減できると思います。

そして、避難された方からトイレが少ない、和式だと立ったりしゃがんだりが不便だとの声を聞きました。避難所内には適切な数のトイレを配置することが重要だと考えます。また、和式トイレだけでなく、洋式トイレも設置することで、避難者が自分の体調やニーズに合わせて利用できる、避難者の生活の質が向上することが避難所での安心につながります。避難者の声に耳を傾け、その声を具体的に施策に反映させることで、よりよい避難所環境が確立できると思います。

そして、村上小学校が避難所になったときは、停電になりトイレの水が流せなくなりました。 町職員の方がバケツリレーで水を流してくれたそうです。大変ご苦労をなされたそうです。こ ういう緊急時の備品や水の備蓄は、避難所運営では欠かせないものだと思います。

そこで私から4点お聞きしたいと思います。

イとして、避難された方が安心だと思える避難所について。

台風19号の対応で避難所が設置されましたが、その経験を踏まえた中核避難所の対応と状況をお聞きします。避難した方が安心だと思えることが大事だと考えますが、プライバシー保護の観点からお聞きします。プライバシーを守るため、間仕切りやテントの用意の状況をお聞きします。

また口として、避難所の設備についてお聞きします。

次に、ハとして、備品の備蓄場所と備品の備蓄状況をお聞きします。

次に、ニとして、中核避難所のトイレの洋式化の状況と今後の洋式化への考えについてご答 弁をお願いします。

以上、この4点についてお開きします。

**町長(山村君)** ただいま、星議員さんから1番目としまして、災害時の中核避難所についてご 質問いただきました。私からは、イの避難された方が安心だと思える避難所についてお答えし、 ほかの件につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、令和元年10月に発生しました東日本台風は、12日土曜日から13日日曜日にかけて長野県に接近し、当町を含む千曲川沿線に甚大な被害をもたらしました。

台風の接近に伴い、11日の夜から降り続く雨は、12日には強風を伴う大雨となり、千曲川の水位も上昇することが見込まれましたことから、12日土曜日の午後2時に災害対策本部を設置し、午後2時49分に文化センターに自主避難所の開設を決定したところであります。

また、町内27の自主防災会と連絡を取り、町の対応状況をお伝えし、自主避難所の開設と、各公民館で必要に応じて開設する準備の依頼をするとともに、同報系防災行政無線や「すぐメール」を介して、橋梁の通行止めや、しなの鉄道運休のお知らせなど、全町に状況等を伝達したところであります。

午後4時49分には避難勧告を発令し、町内各小学校、文化センター、老人福祉センターの5か所に避難所を開設いたしたところであり、12日から13日にかけて避難所を利用された方は、延べ225世帯665人となり、また、村上地区の停電により、13日から14日にかけて、村上小学校を携帯電話等の充電スポットとして開設した際には、延べ32名の方が利用されたところであります。

避難所開設時には、駆けつけていただいた各学校の先生方のほか、避難されてきた方々が自 発的に行動していただき、避難所の運営にも献身的にご協力いただきました。改めて感謝申し 上げるところであります。

ご質問の避難所運営の経験を踏まえた中核避難所の対応と状況でありますが、避難所は、災害発生時の避難施設として、また災害が長期化した場合の生活する施設としての役割を持ち、食料物資の提供や情報交換・収集の場としても機能するものであり、避難されてきた皆様には、できる限り快適に過ごしていただくことが必要であると考えているところであります。

そうした中では、東日本台風災害時に開設した村上小学校体育館の避難所において、停電が発生した際に、照明やトイレの利用などに一時支障を来したことを踏まえ、平時のCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と、停電時の電力供給を併せて実現するため、地域の中核避難所となる町内小学校の体育館に、自立分散型の蓄電設備や再生可能エネルギー設備の導入を順次進め、令和2年度には村上小学校に、令和3年度には坂城小学校に導入してきたところであります。

また、今年度中には、南条小学校及び文化センターに設置が完了する予定となっており、有事の際にも各地区の中核避難所において、持続可能な受入体制が整備されるところであります。

さらには、災害時の電力の供給として、令和3年2月に、災害時に電気自動車による給電応援に関する協定を自動車メーカー等と長野地域の9市町村の間で締結しており、有事の際には、電気自動車からの給電を融通し合うこととしているところでもあります。

また、令和元年東日本台風では、各地域の防災センターなどから各避難所に必要な物資を輸送運搬したところでありましたが、大雨や強風の中、運搬することが困難であったことなどから、各小学校等に災害用簡易備蓄庫を新設し、各施設に必要な物資を保管することにより、迅速に避難所を開設し、運営することができることとしたところであります。

次に、プライバシーを守るための間仕切りやテントの準備の状況でありますが、避難所の運営におきましては、学校体育館などの広い空間で多くの方がお過ごしいただくことになるため、小さなお子さんをお持ちのご家庭やご高齢の方などが、ほかの方の目を気にされて避難をちゅうちょしてしまうことなども考えられることから、避難された方々のプライバシー空間を確保することが重要であると考えております。

また、5類に移行されたとはいえ、いまだに感染が続く新型コロナウイルス感染症等の感染症に配慮する中では、間仕切りなどにより一定の間隔を保ち、お過ごしいただく空間を設けることも大事であると考えているところであります。

町といたしましては、こうした避難所におけるプライバシーの保護と、密集などの状況を避けるため、先日開催いたしました町総合防災訓練において、各自主防災会の皆様に組立てを行っていただきました段ボールを使った簡易間仕切りや段ボールベッド、会場に展示いたしました、避難者用のプライバシーに配慮したワンタッチパーティションに関しましても、先ほど申し上げましたように、そのほかの物資とともに、各小学校等の備蓄庫に整備を図っているところであります。

災害が発生し、生活や健康に不安を持った方々が集まる避難所でありますので、少しでも皆様の不安を取り除き、安心して過ごせる避難所づくりに努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長(山下君)** 私からは、ロの避難所の設備についてのうち、備品の備蓄場所と備蓄 の状況に関してお答えします。

備品の備蓄場所につきましては、坂城地区、南条・中之条地区、村上地区にそれぞれ1か所

ずつ、町内に計3か所の備蓄倉庫を整備しております。この備蓄倉庫には、災害発生により復旧や防災活動に必要な発電機や投光器などの非常用資機材のほか、クラッカー、クッキー、おかゆなどの非常食、粉ミルク、保存水、段ボールベッドや簡易ベッド、段ボール間仕切りや毛布などの避難所用の備品も備蓄しているところであります。

また、先ほど町長からも申し上げましたが、避難所の開設や運営を迅速に行うため、坂城中 学校や坂城・南条・村上の3小学校と文化センターには、備蓄庫を設置しているところであり ます。この備蓄庫におきましても、避難所開設時に必要な毛布やマット、段ボールベッド、 パーティションや間仕切りなどを備蓄しているほか、非常食、保存水を備蓄しているところで あります。

食料と水の備蓄数につきましては、町全体といたしましては、人口の約1割の1,300人が避難した場合に、1日から2日分を賄える量を確保し、毛布につきましては町全体で1,100枚備蓄しているところであります。また、各学校に設置した備蓄庫には、食料、水がそれぞれ1千食分、毛布はそれぞれ100枚を備蓄しております。

避難所を開設した際、各備蓄庫にて初期対応を行いますが、状況を見まして備蓄倉庫からの 輸送運搬を行うこととしております。

**教育文化課長(長崎さん)** ロ. 避難所の設備についてのご質問のうち、中核避難所のトイレの 洋式化についてお答えいたします。

中核避難所は、災害時や緊急事態において、地域住民が避難し、一時的に生活するための施設で、自然災害や人為的災害などが発生した際に、住民の命や健康を保護し、必要な支援を提供するために設けられるものであります。当町の地域防災計画では、中核避難所として、文化センター、町体育館、小中学校体育館などを指定しております。

ご質問の中核避難所として指定されております文化センター、町体育館、各小中学校体育館のトイレの洋式化の状況につきまして、まず、町体育館につきましては、令和4年度の耐震補強及び大規模改修工事により、全てのトイレを洋式に改修したところでございます。また、多目的トイレにつきましても、1か所増設し2か所設置しております。

次に、文化センターにつきましては、今年度の耐震補強及び大規模改修工事によりトイレの 洋式化を行い、多目的トイレについては、これまで1階のみでありましたが、改修後は2階に も多目的トイレを増設する予定でございます。

次に、小中学校体育館のトイレの状況でございますが、南条小学校につきましては、平成26年度の校舎改築に合わせ体育館のトイレを改修し、トイレの洋式化と多目的トイレの設置を行ったところでございます。

残る3校の体育館につきましては、村上小学校では全てのトイレが和式で、坂城小学校は多目的トイレ以外和式となっております。また、坂城中学校は、多目的トイレを含めた設置数

5個のうち、2個を洋式化しております。

昨今の公共施設や住宅のトイレの状況を見ますと、多くの施設やご家庭で洋式トイレを利用 されており、小中学生等が和式トイレを使用する機会が減少しているところであります。また、 各小中学校の体育館などは、災害時の避難所として高齢者から幼児まで様々な方が利用するこ ととなります。

このような状況を踏まえ、国は、国土強靭化の取組の一環として、学校トイレの95%を洋式化することを目標に掲げております。

町といたしましても、学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設全体の長寿命化を図るため、計画的に施設の改修等を進めておりますので、改修などを実施する際には洋式化の済んでいない小中学校の体育館、校舎のトイレにつきまして、誰もが安心して利用できるよう洋式化・多目的化を順次進めて参りたいと考えております。

8番(星君) 山村町長、住民環境課長、教育文化課長にご答弁いただきまして、ありがとうございました。町内の中核避難所の設備の充実、いつ避難しても迅速に対応できる体制など、いつどこで起きるわからない災害に対して、これからもよりよい避難所の環境の充実をお願いします。

町民の中には医療従事者現職の方、離職された方々から、自主防災という形でご協力いただいております。他の区の自主防災においても、専門職の方々に応援を要望しておくことで町民が安心できる避難所運営が可能になると考えます。

また、重ねてのお願いになりますが、中核避難所、第一避難所の冷暖房設備の設置をよろし くお願いいたします。

いつ起こるかわからない災害においても、町民が行政を信頼できる、安心して暮らせるまち づくりのために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わります。 副議長(中嶋君) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計 決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時19分)